

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

木の香あふれるふるさとづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、福島県東白川郡塙町

3. 地域再生計画の区域

福島県東白川郡塙町及び鮫川村の全域

4. 地域再生計画の目標

塙町は、福島県の南端、東白川郡中央部に位置し、東は阿武隈山系を経て茨城県北茨城市・高萩市に境を接し、西は茨城県、栃木県に跨る八溝山系に囲まれた、面積 211.60km²の広さを持ち、そのうち林野率が約 80%と多く、それらの森林資源を多くの公共施設に利用し、「木の香あふれるまち塙」をめざしている。

また、人口 11,000 人あまりの、緑あふれる山々と「鮎の里」として有名な久慈川が町の中心部をゆったりと流れる自然豊かなまちである。

いにしえより当地域には文化が根付き、江戸時代には、天領として繁栄したことから、今でも貴重な文化財が眠るといわれている。

最近では湧出したまま未利用であった温泉を活かし、広葉樹に囲まれた自然の中に滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」を整備し、地場産品の直売コーナーに力を入れた「道の駅・天領の郷」や、当町ゆかりの漫画家「富永一郎氏」の原画を常設した「はなわ漫画廊」を設置するなど、雇用の創設と、地場産業の発展に力を注ぎ、地域の活力を取り戻そうとしている。また、ルバング島より奇跡の生還を果たした「小野田寛郎氏」によって開設された「小野田自然塾」は、豊かな自然の中での体験学習が評判を呼び、流入人口の増加に繋がっている。

鮫川村は、東西 13,1km、南北 17,0km、面積 131,30 km²ほどで、阿武隈山系の頂上部で標高 320m から 797m に位置し、その中で小規模集落が散在している。

清らかな水が流れ、渓谷や滝などが季節によって様々な表情をしめす自然美に魅せられ近年、県内外から鮫川村に移り住む人達も増えてきた。

しかしながら、本地域の大部分は、阿武隈山系の入り組んだ傾斜のある耕地と散在する集落が中心であり、自然的・社会的環境の厳しさから、全体が緩やかな人口減少傾向にあるなかで、第一次産業従事者の急激な減少が顕著であり、遊休耕作地の増大や農林業の生産量の減少等、近い将来には、地域社会の形成にも影響を及ぼすことが懸念される状態にある。

こうしたなかで、中山間地域の秩序ある発展を促進するためには、自然環境の保全に配慮しながら優良農地の積極的な確保と森林の保全につとめ、就労の確保や集落の生活環境と生産基盤の整備を図り、地域間や都市部との交流を積極的に推進する必要がある。

近年、都市部住民の間では、グリーンツーリズムや農作業体験をとおして、豊か

な自然環境や農村のもつ美しい景観へのあこがれがましており、中山間に広がる営農団地と都市部を結ぶ「広域農道」と、交流施設までの補助幹線となる「町道」を総合的に整備し道路ネットワークを構築することにより、地元農産物や木材など地域資源の「道の駅、農林水産物直売・食材供給施設（直売センター）」や「木材流通センター」への出荷及び利用者の各施設へのアクセスが向上し、また滞在型交流施設隣接敷地にある「はなわの民家」や「ダリア園」等の観光施設への来園者の増加につながり都市部との交流活発化が図られる。その他、首都圏の住民参加によるJR 埼駅から滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」まで埼町の自然を満喫し、約17kmの道のりを歩く町とJR 東日本が共催するイベント「駅からハイキング秋」の開催や、都内の商店街との交流による田植えや稲刈り等の行事もふえる。このことにより、本町の理念である「地域の魅力を引き出し人をひきつけるまちづくり」を目指す。

（目標1）交流人口の増加（滞在型交流施設“湯遊ランド”の入り込み客数）

95,000人（平成16年度実績） 目標120,000人（平成22年度）

（目標2）町道整備（埼勿来線）広域農道経由、田代集落より、埴地内の公共施設（道の駅等）とのアクセス改善及び、安全性の確保 25分 15分

中山間地の農業者が道の駅（農林水産物直売・食材供給施設「はなわ直売センター」等）へ農産物出荷時間の短縮、品切れ時の追加出荷をも含め安全性を確保した上でのアクセス改善

（目標3）農道整備により集落間のアクセス改善

鮫川字江竜田（江竜田の滝）集落から埴字湯岐（湯遊ランド）集落までの所要時間 35分 20分、

滞在型交流施設（湯遊ランド）と景勝地（江竜田の滝）のアクセス改善による観光客の相乗効果による交流人口の増加

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

埴町から鮫川村間の中山間地における集落間のアクセス不足等を解消するために、「広域農道東白川地区」の改修と埴町第4次長期総合計画のなかで、補助幹線と位置付けられている町道を整備し、基幹道路と連結して道路のネットワークを構築することにより、公共施設や道の駅、滞在型交流施設（湯遊ランド）「はなわの民家」「ダリア園」等への生産物の搬入や利用客の利便性を向上させ、交流人口の増加を図る。

（5-2）法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道川上丸ヶ草線；道路法に規定する町道に昭和52年3月17日に認定済み
- ・町道小高西河内線；道路法に規定する町道に昭和52年3月17日に認定済み

- ・町道台宿南原線；道路法に規定する町道に昭和52年3月17日に認定済み
- ・町道埜勿来線；道路法に規定する町道に昭和58年3月16日に認定済み
- ・広域農道東白川地区；事業採択を昭和59年4月10日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成59年7月7日に確定している。

[施設の種類（事業区域）事業主体]

- ・町道（埜町） 埜町
- ・広域農道（埜町・鮫川村） 福島県

[事業期間]

- ・町道（平成18～22年度）
- ・広域農道（平成18～22年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.8 km、広域農道 9.6 km
- ・総事業費 1,940,400 千円（うち交付金 970,200 千円）
 （内訳） 町道 176,400 千円（うち交付金 88,200 千円）
 広域農道 1,764,000 千円（うち交付金 882,000 千円）

（5 - 3）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「木の香あふれるふるさとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

「うつくしま田んぼの学校事業」を開校して、子供たちに農作業体験を通して環境に対する理解を深めてもらう。

滞在型交流施設敷地内において平成14年4月地域資源活用総合交流促進施設「はなわの民家」と「ダリア園」を開園したことから、ダリアの切花コンテストや写真コンテストを引き続き行って更なる交流人口を増大させる。

6 . 計画期間

平成18～22年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に県と町が共同で必要な調査を行い達成状況の評価を、さらに改善すべき点について検証する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし